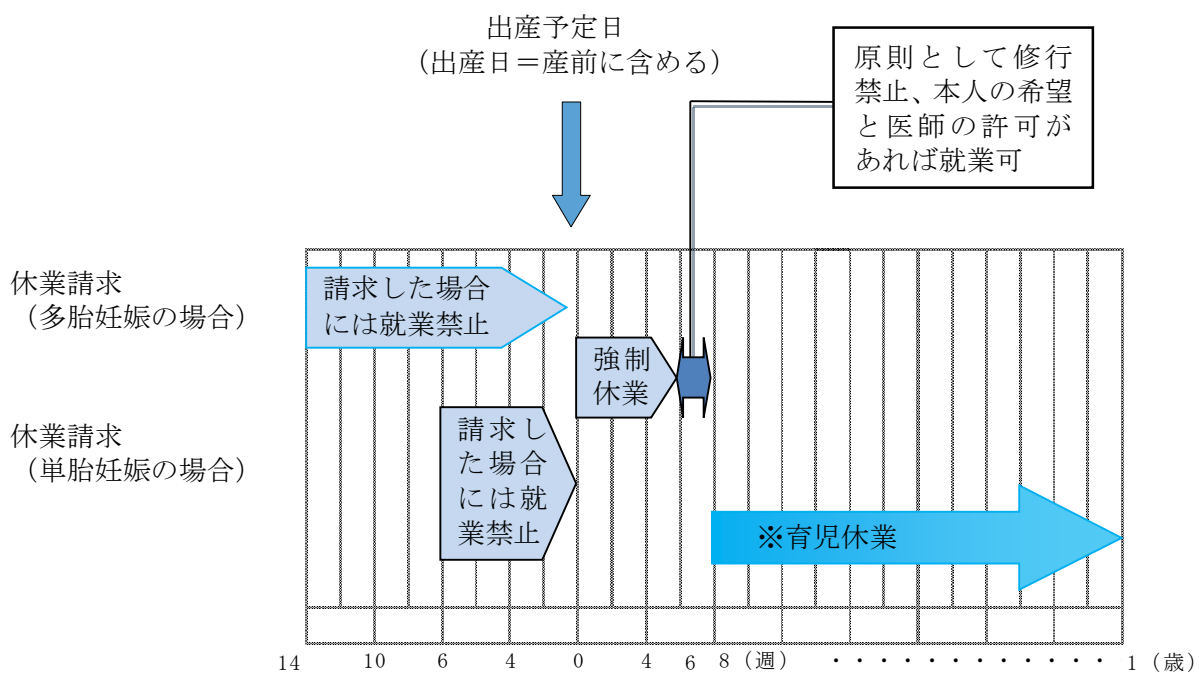


## 産前産後（法第65条）

- 1 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性が休業を請求した場合には、その者を就業させてはいけません。また、妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な作業に転換させなければなりません。
- 2 産後8週間を経過しない女性を就業させてはいけません。ただし、産後6週間を経た女性が請求した場合には、医師が支障がないと認めた業務に就業させることは差し支えありません。



### ※育児休業制度（育児休業法）

労働者(日々雇用されるものを除く。)は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）の間（こが1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が2歳に達するまで）、育児休業をすることができる。